

大崎上島町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

大崎上島町教育委員会

はじめに

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められています。また、情報化やグローバル化、人工知能（AI）の発達といった社会の急速な変化が進む中、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるよう、個別最適な学びや協働的な学びによる主体的な学びを促す教育も推進する必要があります。これらの対応を進める中で、学校・教員が担う業務は多様化し、増加・拡大しており、依然として長時間勤務の課題があります。

本町においては、「働きやすさ」と「働きがい」の向上、子供と向き合う時間の確保を目指し、教員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を実施してまいりました。一定の成果が見られる一方、教員の長時間勤務の抜本的な解消には至っておりません。

そこで、学校における働き方改革を実現し、全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいをもって働くことができる教育環境を構築するために、本計画を策定します。

## I 計画の趣旨

教員は、授業以外にも成績処理等の教務事務、印刷等の事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめ等の生徒指導上の課題の複雑化・多様化、地域や保護者等からの要望への対応等、求められる役割が拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

こうした実態の改善に向けて、令和元年12月11日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）が公布され、令和2年1月17日付けで公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条の規定によって、文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下、「指針」という。）が告示された。指針第4(1)において、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「方針」という。）を教育委員会規則等で定めることについて、教育委員会が講ずべき措置として規定された。

このことから、大崎上島町教育委員会においても、町立学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため指針を参考に、令和2年3月「大崎上島町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、教員が働きやすい環境を整備し、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教員一人一人の働き方に対する意識を醸成して働き方改革を推進してきた。

さらに、令和7年6月「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（いわゆる「給特法」の改正法）」が公布され、給特法の改正に伴い、国、教育委員会、学校が取り組むべき具体的な方策が示された。

このことを受け、大崎上島町教育委員会においては、「大崎上島町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、これまでの取組を継続しつつ、教員が意欲と専門性を最大限に発揮できるよう、さらなる学校における働き方改革を推進する。

## 2 現状と課題

### 【時間外在校等時間が月 45 時間を超えた教員の割合】

|     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 19%   | 15%   | 19%   | 25%   |
| 中学校 | 60%   | 42%   | 35%   | 35%   |

### 【時間外在校等時間が月 80 時間を超えた教員の割合】

|     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 0%    | 0%    | 0%    | 0.5%  |
| 中学校 | 5%    | 5%    | 8%    | 3%    |

時間外在校等時間が月 45 時間を超えた教員の割合は、中学校においては令和3年度と令和6年度を比較すると 25%減少している。しかし、小学校と比較すると高い状況が続いている。生徒指導や保護者対応等突発的な業務があること、部活動に教員以外の人材を活用することが十分にできていないこと

等が要因と考えられる。また、時間外在校等時間が月 80 時間を超える教員もいることから、これらの教員を早急になくし 1 箇月時間外在校等時間 45 時間、1 箇月時間外在校等時間の平均 30 時間を下回る状態にするために、次の項で示す取組を推進していく。

### 3 目標・成果指標

#### (1) 児童生徒と向き合う時間の確保

- ・児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合 100%
- ・「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 100%

#### (2) 長時間勤務の縮減

- ・1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合 100%
- ・1 年間時間外在校等時間が 360 時間以下の割合 100%

### 4 取り組みの柱

#### (1) 教員の業務量の適正化

#### (2) 業務を効率的に行うことのできる環境整備

#### (3) 学校における組織マネジメントの確立

#### (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

### 5 取組内容

#### (1) 教員の業務量の適正化

##### ① 町費による教員等の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

- ア 学習指導の充実を図るための学習支援教諭の配置
- イ 特別支援教育の推進を図るための教育補助員の配置
- ウ 外国語教育充実を図るための外国語指導助手の配置
- エ 学校図書館運営の促進を図るための学校図書館司書補助員の配置
- オ 学校の環境整備の充実を図るための校務員の配置
- カ ICT教育の充実を図るための教育情報化コーディネーターの配置
- キ 学校施設の管理・警備の充実を図るための機械による警備

## ② 各種計画、事業、調査、照会等の見直し

学校が作成する各種計画や各種事業、調査、照会等を見直し、精選や簡素化を図る。

## ③ 研修等の見直し

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期等の見直しを進める。

## ④ 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携

- ア 役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討をする。
- イ 部活動や勤務時間外の電話対応等に係る教員の負担軽減等、保護者の理解を得た上で検討する。
- ウ 学校運営協議会制度を有効に活用する。学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域と共にある学校づくり」を進め、学校・家庭・地域の適切な役割分担に

についても検討する。

⑤ 部活動指導に係る教員の負担軽減

部活動の活動時間等の適正化を推進するとともに、部活動指導員の活用等運営体制の充実に向けた検討する。

(2) 業務を効率的に行うことのできる環境整備

① 校務支援システム等 ICT の活用促進

児童生徒等の学籍、出欠、成績、保健等の情報を統合的に管理する校務支援システムについて、改善及び効率的な運用を図る。また、AI や ICT 機器等を活用した業務の効率化を進める。

② 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・学習指導案等の共有化を進める。

③ 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するためスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置する。専門機関との連携を充実させる。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

① 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

ア 学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

イ 校内の推進体制を整備した上で、PDCA サイクルに基づく業務改善  
業務削減の取組を全校で進める。

ウ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度  
において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に  
評価する等、評価の活用を推進する。

エ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱  
う委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運  
用を徹底する。

## ② マネジメント研修の充実

管理職及び主任等に対する研修等において、教職員の組織管理や時間  
管理、健康安全等マネジメントに関する内容を取り入れ、マネジメントス  
キルの向上を図る。

## ③ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長  
等の専決事項の拡大等を検討する。

## (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

### ① 学校における勤務時間管理の徹底

ア 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、タイムカードや時間  
外在校等時間集計表により、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務  
時間管理を行う。

イ 管理職は、把握した勤務時間を踏まえて教職員の面談を行い、必要



に応じて保健管理医との面談を勧める等教職員の健康管理に努める。

また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケア等の取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。

ウ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや、教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定すること等を通じて、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

## ② 働き方・時間管理の意識改革

ア 各学校で教員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや、教員が自ら退校予定時刻を毎日設定すること等を通じて、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

イ 管理職は、自己申告に基づく目標管理の面談等の際に、業務をより効果的・効率的に進める方策について、教員と共に考える等、教員の在校等時間を踏まえた働き方に対する意識の醸成を図る。

## ③ 学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

## ④ 一斉閉庁期間の設定

ア 8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。

イ 一斉閉庁の期間の延長、夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の設定について検討する。

## ⑤ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識し

た働き方を浸透させるために、大崎上島町教育委員会が主催する研修や校内研修の充実を図る。

## 6 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査及び検証を行い、総合教育会議において、教員の業務量管理や健康確保の状況について報告する。また、学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。